

2024年2月

都立石神井公園の自然 と三宝寺池植物群落の 保全について

2023年第4回都議会定例会
文書質問趣意書より

とや 英津子（練馬区）

日本共産党東京都議会議員団



令和5年第四回都議会定例会

文書質問趣意書

提出者 と や 英津子

二 都立石神井公園の自然と三宝寺池植物群落の保全について

練馬区内の閑静な住宅街の中にある都立石神井公園は、都市計画公園に指定され、公園区域の面積は41.1ha、うち開設区域は22.4ha、未開設区域は18.7ha、三宝寺池は都市計画公園の未開設区域です。東京都公園協会のHPによれば、石神井公園三宝寺池は、「かつて武蔵野三大湧水池のひとつであった。江戸時代には、いかなる日照りにも涸れないといわれ、昭和30年代頃までは、真冬でも池面が凍らない「不凍池」として知られていました。」とあり、自然の湧水が豊かに池を満たしていた時代があったことがうかがえます。沼や沢などに生える植物の群落では、浮島にある群落が1935年（昭和10年）12月に、国の天然記念物に指定されています。

2018年に策定された「石神井公園三宝寺池沼沢植物群落保存活用計画」では、自然の湧水池であった三宝寺池は、水の透明度も高く豊富な沈水植物の生育も確認でき、ミツガシワのような氷河期の遺存植物が生育可能な環境であり、池の湧水が沼沢植物群落の生存を支えているとあります。また、氷河期にはすでに存在していた寒冷地植物のミツガシワをはじめ、カキツバタ、コウホネなどがあること。しかし1965年頃以降、湧水は涸渇し、井戸で水をくみ上げるようになったが池の水量は大きく減少し、当時約50種あった植物も、水環境の変化などにより様相が変わり、種類、個体数ともに減ってしまったことなどが述べられています。



水量が大きく減少した三宝寺池

本計画は、1993年に策定された「石神井公園三宝寺池保全基本計画」で行われた取組は一定の効果はあったものの、水質等に依存する沈水植物の再生には至らなかったことから、今後はこれらの再生を目指した新たな段階の対策を実施するとして30年間という長期的な計画で再生の方向を示しています。

計画を着実に取り組むことは、三宝寺池の植物群落保存に大きく貢献すると考えます。しかしその最中、2023年9月中旬、三宝寺池の井戸ポンプの故障により、水のくみ上げができなくなり池の水位が下がる事態が発生。植物群落が危機的状況に陥る可能性があり住民からは懸念の声があがり井戸ポンプの取り替えの要請が出ていました。

都は、ポンプの交換を行うことにしていますが、出力30kwhであったものから18.5kwhのポンプ設置としています。その理由は、現在のポンプの性能が向上しているため、これまでと同等の流量を確保することができるということでした。しかし、公園で活動する住民団体は納得していません。それは沼沢植物群落保存活用計画でも、一日一万トンの水量が必要との記載があり、植物群落を守るためにはポンプからの流入水量は決定的であり、長期的に見て今の水量では不十分だからです。

結局ポンプの出力は都の提案通りとなりましたが、必要な水量を確保するためあらゆる手立てをとるべきです。

その立場から以下質問します。



井戸ポンプの故障で水のくみ上げができなくなった

- 1 都市化が進んだとはいえ、いまでも豊かな自然を確認することができ、多くの人々に親しまれている三宝寺池の沼沢群落および生物多様性を、今後も守っていく意義と都の責任についてうかがいます。
- 2 「石神井公園三宝寺池沼沢植物群落保存活用計画」は2018（平成30年）年12月に策定されたものですが、現在までの進捗と評価についてうかがいます。
- 3 「計画」では、三宝寺池沼沢群落保存のため、三日で池の水が入れ替わる流入量として、一日1万m³が必要としています。どのように目標を達成するのですか。
- 4 三宝寺池における水の一日の滞留時間について2013年当時、2018年、2023年とそれぞれお答え下さい。
- 5 「計画」における「保存活用目標に対応する取組項目」には、地下水涵養域の把握と対策効果の評価とありますが、調査はいつから行っていますか、結果の評価と公表はいつですか。
- 6 石神井公園の利用状況調査は直近でいつ行ったのですか。また、その公表はいつですか。
- 7 三宝寺池で故障した井戸ポンプは同等の能力の井戸ポンプと取り替えると伺っていました。同等の能力とはなにか具体的にお答えください。また、選定の根拠とした資料の提出を求めます。
- 8 2018年頃から池の揚水量が減っていることに気付いた住民の訴えによって、本来24時間稼働しているはずの汲み上げポンプが12時間稼働となっていたことが判明しました。稼働時間の短縮を判断したのはどこか、またその理由はなにか。お答え下さい。

- 9 湧水の枯渇が植物の生育を衰退させた原因がはっきりしているにもかかわらず、ポンプの稼働時間を短縮したことは重大です。今後このようなことがないようにするため、都としてどのような対策をとりますか。

12月になって三宝寺池は水位がさがり、場所によっては干上がっている状態です。現在は水辺観察園の井戸からの流入でまかなっていますが、それでは足りません。早期にポンプを取り換え水位をもとに戻すとともに、植物群落保全のためには、長期的にみて今以上に流水量を増やすことが重要です。そのためには、井戸の追加設置で流入量を増やすしかありません。

しかし現在、石神井公園は池の水を下水道放流していることから、下水道料金への影響から都は決断できないのではないかと住民から懸念があがっています。解決策として、池の水を川に流すという選択肢もあるのではないのでしょうか。

そこで、石神井公園の池の水を石神井川に流すことの可否についてうかがいます。

- 10 石神井公園の池の水は、もともと流れ出ている石神井川には放流されず、旧水路があるにもかかわらず、下水道に行くように変更されています。その理由をおたずねします。
- 11 過去10年間の下水道料金についてお答え下さい。かいぼりなど、特別な事業を行った年はその旨も合わせてお答え下さい。
- 12 池の水を石神井川に放流するためにはどのような手続きが必要ですか。
- 13 河川放流している都立公園はありますか。具体的にお答え下さい。
- 14 下水道法第10条第1項の排水設備の設置について、「特別の事情」を適用している事業所はどこですか。
- 15 同法の「特別の事情」はどのような場合に適用されますか。

井戸の追加設置について

- 16 石神井公園の植物群落は国の天然記念物です。池の水位保持と水質改善のためには、現在の三宝寺池の深井戸以外の補助手段として、浅井戸の追加が必要と考えるがいかがですか。
- 17 そのため、環境確保条例第134条第3項第6号の適用除外（非常災害用等公益上必要と知事が認める揚水施設）に該当する施設として適用すべきですが、いかがですか。
- 18 環境確保条例第134条第3項第6号の適用除外はどのような場合に適用できますか。現在適用している施設などはありますか。

東京都と練馬区の広域計画における石神井公園や三宝寺池は、「周辺地域における水と緑のネットワーク上の拠点」となっており、希少種の保全・再生、三宝寺池沼沢植物群落の保全などをはかる場所として位置づけられています。また、自然環境や生物多様性の普及啓発を図り市民の理解を深める場や市民活動・共同の場、水源の保全・涵養の場などとしても位置づけられています。近隣住民はじめ多くの都民が残された自然と生態系を守り、復活させようと活動しており、行政には行き届かない住民ならではの活動であり、今後重視する必要があります。

- 19 石神井公園三宝寺池を中心として「石神井公園野鳥と自然の会」、「なじみ研究会」、「里池倶楽部」などの住民団体が活動するとともに、NPO法人などがその知見を生かし、外来植物除去や生物多様性の保全などに関わっています。これらの住民団体と今後さらに連携し、協働の取り組みが重要と考えますが、都の認識と対応をうかがいます。
- 20 石神井公園三宝寺池井戸ポンプの交換について、2023年11月22日に東京都、東京都公園協会は、石神井野鳥と自然の会、石神井里池倶楽部に対して説明を行っています。その内容をうかがいます。



令和5年第四回都議会定例会

とや英津子議員の文書質問に対する答弁書

質問事項

二 都立石神井公園の自然と三宝寺池植物群落の保全について

1 都市化が進んだとはいえ、いまでも豊かな自然を確認することができ、多くの人々に親しまれている三宝寺池の沼沢群落および生物多様性を、今後も守っていく意義と都の責任について、見解を伺う。

回答

三宝寺池沼沢植物群落は国の天然記念物であり、我が国にとって学術上価値の高い重要なものとされています。都は、文化財保護法に基づく管理団体として、その保存が適切に行われるように取り組んでいます。

質問事項

二の2 「石神井公園三宝寺池沼沢植物群落保存活用計画」は2018（平成30年）年12月に策定されたものだが、現在までの進捗と評価について伺う。

回答

本計画に基づき、中の島でのヨシ等の刈取りや外来植物のキシノウブの除去、カキツバタ等の貴重水生植物の増殖及び移植等を行うとともに、モニタリングにより植生状況を確認し、翌年度の維持管理に活用しています。また、地下水位等の水環境を監視するため、昨年度及び今年度、2か所に観測井戸を設置しました。

質問事項

二の3 「計画」では、三宝寺池沼沢群落保存のため、三日で池の水が入れ替わる流入量として、一日1万m³が必要としているが、どのように目標を達成するのか伺う。

回答

保存活用計画における水環境の目標「湧水に供給水を加えた流入水量によって水質改善が見込める滞留時間が3日程度以下である状態」の達成に向けては、井戸の

改修や新設等が必要であり、環境確保条例の地下水の揚水量に係る規制の動向も見据えて検討を実施することとしています。

質問事項

二の4 三宝寺池における水の一日の滞留時間について2013年当時、2018年、2023年とそれぞれ伺う。

回答

雨水や湧水を除き、井戸水のみを考慮した滞留時間の推定値は、平成25年は約14日、平成30年は約13日、令和5年は約13日です。

質問事項

二の5 「計画」における「保存活用目標に対応する取組項目」には、地下水涵養域の把握と対策効果の評価とあるが、調査はいつから行っているか伺う。また、結果の評価と公表はいつか伺う。

回答

湧水量の長期的な増加等に向けて、宅内への雨水浸透施設の設置促進や三宝寺池周辺における新たな公園の整備等を進め、地下水の^{かんよう}涵養を図ることとしています。現在、地下水位等の水環境を監視するため、昨年度及び今年度、2か所に観測井戸を設置しています。

質問事項

二の6 石神井公園の利用状況調査は直近でいつ行ったのか、また、その公表はいつか伺う。

回答

石神井公園の利用実態調査は、今年度実施しています。管理運営上の参考にしてあるものであり、公表は予定していません。

質問事項

二の7 三宝寺池で故障した井戸ポンプは同等の能力の井戸ポンプと取り替えると伺っていた。同等の能力とはなにか具体的に伺う。また、選定の根拠とした資料の提出を求めるが、見解を伺う。

回答

三宝寺池に水を供給する井戸の揚水ポンプは吐出量が1分当たり1.5 m³であり、新たに設置する揚水ポンプも同等の吐出量を確保しています。

揚水ポンプの仕様は下表の通りです。

仕様項目	現行	交換後（予定）
設置年度	1998年度	2023年度
口径	φ125	φ125
電動機出力	30kW	18.5kW
揚水量	1.5 m ³ /min	1.5 m ³ /min
揚程	70m	50m

質問事項

二の8 2018年頃から池の揚水量が減っていることに気付いた住民の訴えによって、本来24時間稼働しているはずの汲み上げポンプが12時間稼働となっていたことが判明した。稼働時間の短縮を判断したのはどこか、またその理由はなにか、伺う。

回答

三宝寺池においてアオコが増加し、池に流入する富栄養化した井戸水が原因のひとつであると考えられたことから、指定管理者が揚水ポンプの稼働時間を平成28年に24時間から12時間に変更しました。

質問事項

二の9 湧水の枯渇が植物の生育を衰退させた原因がはっきりしているにもかかわらず、ポンプの稼働時間を短縮したことは重大である。今後このようなことがないようにするため、都としてどのような対策をとるか、伺う。

回答

湧水の枯渇に対応するため揚水ポンプを設置していますが、ポンプの稼働時間の変更による、水位や沼沢群落を構成する植物の種類や数に変化はありません。

質問事項

二の10 石神井公園の池の水は、もともと流れ出ていた石神井川には放流されず、旧水路があるにもかかわらず、下水道に行くように変更されているが、理由について伺う。

回答

都立石神井公園付近の練馬区石神井町五丁目等の地区については、下水道管を整備しており、現在、水路はありません。

質問事項

二の11 過去10年間の下水道料金について伺う。かいぼりなど、特別な事業を行った年はその旨も合わせて伺う。

回答

過去10年間の下水道料金については下表の通りです。

下水道料金支払額

	支払額（円）	備考
平成 26 年度	0	
平成 27 年度	0	
平成 28 年度	0	
平成 29 年度	0	
平成 30 年度	263,584	かいぼり
令和元年度	4,336,645	かいぼり
令和 2 年度	9,680,764	かいぼり
令和 3 年度	0	
令和 4 年度	11,880	
令和 5 年度	460,856	

質問事項

二の 12 池の水を石神井川に放流するためにはどのような手続きが必要か伺う。

回答

公共下水道の排水区域内の下水は、下水道法に基づき、必要な排水設備を設置し公共下水道に流入させることとなっています。

ただし、公共下水道管理者へ排水設備設置義務の免除を申請し、公共下水道管理者において審査基準に基づき審査のうえ、許可された下水については、河川法の許可を受け、排水施設を設置し、排水することができます。

質問事項

二の 13 河川放流している都立公園はあるか、具体的に伺う。

回 答

井の頭恩賜公園や善福寺公園、野川公園等があります。

質 問 事 項

二の 14 下水道法第 10 条第 1 項の排水設備の設置について、「特別の事情」を適用している事業所はどこか伺う。

回 答

現在、下水道法第 10 条第 1 項ただし書の「特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合」に該当する法人等は、東京都等、70 余者です。

質 問 事 項

二の 15 同法の「特別の事情」はどのような場合に適用されるか伺う。

回 答

下水道法第 10 条第 1 項のただし書の「特別の事情により公共下水道管理者」が許可を与える場合の審査基準である「免除に係る下水の排除先が公共用水域であって、当該水域が将来にわたって確保され、かつ、その流末が法第 2 条第 3 号に規定する公共下水道に接続していないものであること」などの要件に合致する場合に適用することができます。

質 問 事 項

二の 16 石神井公園の植物群落は国の天然記念物であり、池の水位保持と水質改善のためには、現在の三宝寺池の深井戸以外の補助手段として、浅井戸の追加が必要だが、見解を伺う。

回 答

三宝寺池の水質等を良好に保つために、保存活用計画における水環境の目標を「湧水に供給水を加えた流入水量によって水質改善が見込める滞留時間が 3 日程度以下である状態」の達成としています。そのためには井戸の改修や新設等が必要であ

り、環境確保条例の地下水の揚水量に係る規制の動向も見据えて検討を実施することとしています。

質問事項

二の17 環境確保条例第134条第3項第6号の適用除外（非常災害用等公益上必要と知事が認める揚水施設）に該当する施設として適用すべきだが、見解を伺う。

回答

揚水施設を設置する場合は届出が必要で、この手続は知事から区長に権限が移譲されています。本件については、環境確保条例第134条第3項第6号の取扱いも含めて、当該区が対応していくものとなります。

質問事項

二の18 環境確保条例第134条第3項第6号の適用除外はどのような場合に適用できるか、現在適用している施設などはあるか、伺う。

回答

環境確保条例第134条第3項第6号の適用除外は、自治体が公益上必要と認める非常災害用井戸その他の揚水施設が該当し、行政機関や避難場所等に設置されています。

質問事項

二の19 石神井公園三宝寺池を中心として「石神井公園野鳥と自然の会」、「なじみ研究会」、「里池倶楽部」などの住民団体が活動するとともに、NPO法人などがその知見を生かし、外来植物除去や生物多様性の保全などに関わっている。これらの住民団体と今後さらに連携し、協働の取り組みが重要だが、認識と対応について伺う。

回 答

都立公園では、ボランティア等の多様な主体とともに管理運営を進めていくこととしていきます。石神井公園では、ボランティア団体等と連携し、外来種駆除や自然観察会、かいぼり等を実施しており、引き続き継続していきます。

質 問 事 項

二の 20 石神井公園三宝寺池井戸ポンプの交換について、2023年11月22日に東京都、東京都公園協会は、石神井野鳥と自然の会、石神井里池倶楽部に対して説明を行っている。その内容について伺う。

回 答

指定管理者がボランティア団体に対し、揚水ポンプの交換について説明した際に、池の水質改善や沼沢群落に関する資料の扱い等についての意見交換を行いました。



關 連 資 料

石神井公園 池水に関する下水道料金

	下水道料金 (円)	備考
平成26年	0	
平成27年	0	
平成28年	0	
平成29年	0	
平成30年	0	
令和元年	0	
令和2年	0	
令和3年	0	
令和4年	0	
令和5年	472,736	2月1日~10月11日

審査基準

事務名	排水設備設置義務免除
根拠法令等	下水道法第10条第1項
処理機関	各下水道事務所
標準処理期間	40日
審査基準	<p>要件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 免除に係る下水は、次に掲げるものであること。ただし、水洗便所から排除される汚水及び雑排水を除く。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 水質汚濁防止法第2条第6項に規定する特定事業場からの下水 (2) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第2条第7号に掲げる工場及び8号に掲げる指定作業場等からの下水 (3) トンネル又は工事等で発生する湧水のうち、排除先である公共用水域の管理者等から環境に資する用水として特に活用要請があるもの (4) (1)から(3)まで以外の雨水・湧水等であって、特別の処理をしていないもの ② 免除に係る下水の排除先が公共用水域であって、当該水域が将来にわたって確保され、かつ、その流末が公共下水道に接続していないものであること。ただし、分流式の公共下水道における雨水を排除する排水管は、免除に係る下水の排除先とすることはできない。 3 免除に係る下水の排除時の水質が、各処理区の水再生センターの放流水と同等以上の水質であること。(高度処理を行う水再生センターの処理区にあつては、その放流水と同等以上の水質) 4 3の水質基準を恒久的・安定的に維持しうる処理施設を有するとともに、それらを良好に維持管理しうる技術的能力・体制を有すること。 5 免除に係る下水の水質状況を測定かつ記録できる次の監視体制を有すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 連続自動測定できるpH計及び有機性物質に関する汚染状態を連続自動測定することができる機器を設置していること。 (2) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第7条第1項に規定する公害防止管理者の有資格者のうち、水質関係の公害防止管理者の資格を有する者又は都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第106条に規定する公害防止管理者の資格を有する者が専属していること。 6 免除に係る下水と公共下水道に流入させる下水とは、排水系統を完全に分離し、かつ、その系統が容易に確認できること。 7 源水の量及び免除に係る下水の排除量が測定できること。 8 免除に係る下水の処理により生じた汚泥が適正に処理され、かつ、将来にわたってそれが継続されること。 <p>必要書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水設備設置義務免除申請書 ・水質試験報告書(申請の日の前30日以内に実施したもの) ・排水系統図 ・公共用水域等の管理者の許可に関するもの ・その他免除の要件について確認するために必要と認める書類
備考	詳細は処理機関に要確認

石神井公園 三宝寺池の水深について

		第1回	第2回	第3回	第4回	平均
平成24年度	調査日	H24.5.30	H24.8.16	H24.11.5	H25.2.18	—
(2012年度)	水深(m)	1.80	1.90	1.80	2.05	1.89
平成29年度	調査日	H29.5.15	H29.8.21	H29.11.17	H30.2.5	—
(2017年度)	水深(m)	2.05	1.9	1.95	1.95	2.0
令和4年度	調査日	R4.5.16	R4.8.17	R4.11.18	R5.1.19	—
(2022年度)	水深(m)	1.7	1.95	2.15	1.89	1.92

(出典)

平成24年度 都立公園池水質調査委託 報告書 (平成25年3月)

平成29年度 都立公園池水質調査委託 報告書 (平成30年3月)

令和4年度 都立公園池水質調査委託 報告書 (令和5年2月)

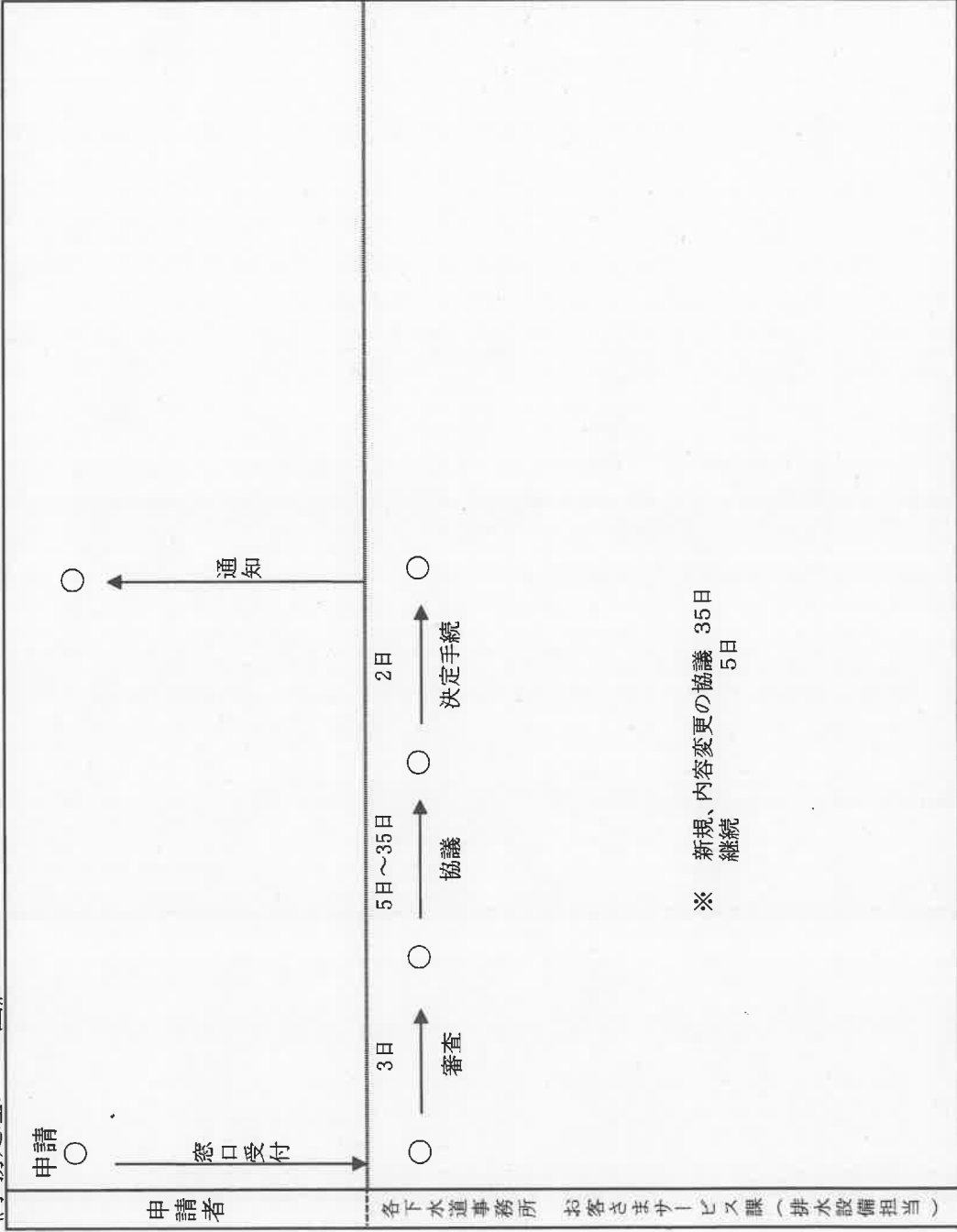
事務処理フロー図

事務名	排水設備設置義務免除
根拠法令	下水道法第10条第1項

作成部署 下水道局施設管理部排水設備課(排水設備担当) 電話03-5320-6583

標準処理期間計 40日

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	審査	申請書の内容について審査基準(排水設備設置義務の免除に関する事務取扱要綱)を満たしているかどうかを審査します。
2	協議	法令、水質等について総務課、排水設備課等と協議します。料金徴収、公共下水道一時使用等について、業務管理課と協議します。
3	決定手続	紀案決定の手続きを行います。許可の可否について下水道事務所長が決定します。
4	通知	申請者に通知します。
5		
6		
7		
8		
9		

■考察

1)水深

平成23年度の平均値1.48mと比べ、本年度の平均値は1.89mであった。

2)水質

長期的な傾向は特にみられない。概ね横這い状態と考えられる。

三宝寺池は、水源である湧水量が豊富であることが、水質維持の要因であると思われる。水質基準（暫定）の達成率は、透視度が50%、BODが75%、SS、COD、T-Pは100%の結果であった。

3)浄化対策

循環設備以外の浄化施設は無い。

昨年度と同じく井戸水が約3,000m³補給されている。池水量が43,500m³なので井戸水のみ考慮した滞留時間は約14日であり、池の水質浄化に貢献していると考えられる。

4)汚濁負荷

来園者による水鳥、コイへの給餌が多く、餌、水鳥の糞が汚濁負荷となっている。また周辺樹木からの落葉、落枝も汚濁負荷となっていると考えられる。

■考察

(1) 水深

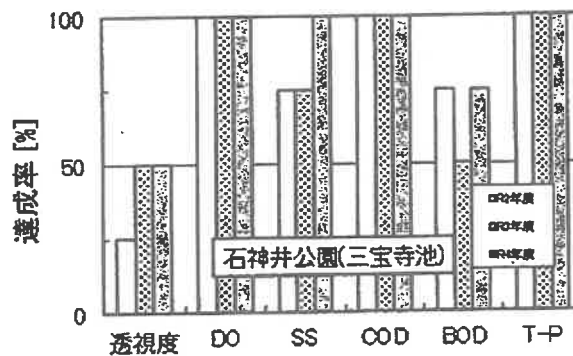
年間平均水深は令和2年度が1.8m、令和3年度が1.7m、本年度が1.9mで、池底が自然状態であることを考えると大きな変化は無いものとする。

(2) 水質

次頁に示した図より、大きな変動はなく概ね横這い状態である。

水質基準[暫定]の達成率の過去3年間の経年変化を下図に示す。

図より、DOとCODとT-Pは過去3年間100%を維持している。SSは本年度から達成率100%を達成している。



(3) 浄化対策

循環設備以外の浄化施設は無い。

昨年度と同じく井戸水が約3,000 m³補給されている。池水量が39,100 m³なので井戸水のみ考慮した滞留時間は約13日であり、池の水質浄化に貢献していると考えられる。

(4) 汚濁負荷

来園者による水鳥・コイへの給餌が多く、給餌や水鳥の糞が汚濁負荷となっている。また周辺樹木からの落葉、落枝も汚濁負荷となっていると考えられる。

■考察

(5) 水深

年間平均水深は、平成27年度が1.7m、平成28年度が1.6m、本年度が2.0mであり、ここ数年は安定している。

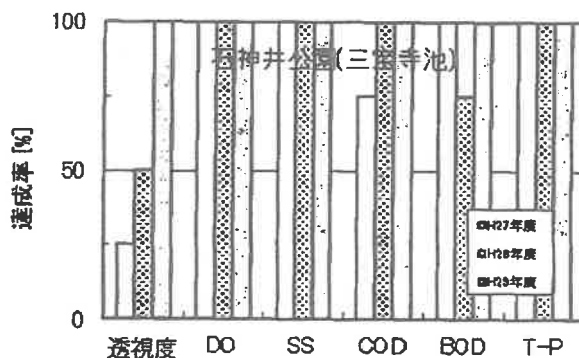
(6) 水質

次頁に示した図より、透視度以外は長期的な傾向は特にみられない。概ね横這い状態と考えられる。

三宝寺池は、水源である湧水量が豊富であることが、水質維持の要因であると思われる。

水質基準[暫定]の達成率の過去3年間の経年変化を下図に示す。

図より、透視度(25%→50%→100%)は昨年度から上昇し、その他の項目は横ばいの傾向であり、COD(75%→100%→100%)、BOD(100%→75%→100%)であった。DO、SS、T-Pは昨年度に引き続き100%であった。



(7) 浄化対策

循環設備以外の浄化施設は無い。

昨年度と同じく井戸水が約3,000m³補給されている。池水量が39,100m³なので井戸水のみ考慮した滞留時間は約13日であり、池の水質浄化に貢献していると考えられる。

(8) 汚濁負荷

来園者による水鳥、コイへの給餌が多く、餌、水鳥の糞が汚濁負荷となっている。また周辺樹木からの落葉、落枝も汚濁負荷となっていると考えられる。

ご意見・ご要望をお寄せください

発行：日本共産党東京都議会議員団

2024 年 2 月

〒163-8001

東京都新宿区西新宿 2 - 8 - 1

電 話 03-5320-7270

F A X 03-5388-1790

<https://www.jcptogidan.gr.jp>

